

令和4年第2回

北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月24日(木) 午後1時25分から午後1時55分

2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室

3. 出席委員 (11人)

11番 水谷 茂樹 (会長)	7番 善岡 浩樹 (会長代理)	
1番 松田 力	2番 中村 広治	3番 北清 裕邦
4番 植松 春雄	5番 澤田 正人	6番 藤崎 正雄
8番 川瀬 崇	9番 川島 史伸	10番 高田 秋光

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の選出	善岡 浩樹 川瀬 崇
第2 会議書記の指名	川本局長、滝上推進員、手嶋主事
第3 農政報告	参 与 續木課長
第4 会務報告	事務局 川本局長
第5 議事参与の制限	あり XXXXXXXXXX
第6 報告第4号 農業者年金(旧制度・老齢年金)裁定請求の進達について	
第7 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第8 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について	
第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について	
第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて	

6. 農業委員会事務局職員

川本弥生事務局長・滝上和昭農地推進員・手嶋啓太主事

7. 参与

續木敬子産業課長

事務局長(川本)	<p>只今から、令和4年第2回農業委員会を開催します。</p> <p>本日は、全11名の委員が出席で、会議規則第6条の規程により会議が成立しておりますので報告いたします。</p> <p>それでは、水谷会長より挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (水谷)	<p>コロナのまん延防止状態が続いています。昨年に引き続き何も出来ない憂鬱な冬が終わろうとしています。昨年以上に営農が厳しい事が予想されますので、春から気を引き締めて行って頂きたいと思います。</p>
議 長 (会長)	<p>これより令和4年 第2回農業委員会総会を開会致します。</p>
議 長	<p>日程第1 署名委員の選出について 善岡代理・川瀬委員にお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名 会議書記には、川本事務局長 滝上農地推進員 手嶋主事 を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長よりお願い申し上げます。</p>
参与 (續木)	<p>農政報告と致しまして、既に各営農組合、新聞報道等でご存じかと思いますが、昨年12月に北海道の生産の目安について提示がされております。それに基づき、北竜町の生産の目安については主食用うるち米においては8,505.37トン、面積換算1,440.6ha、もち米については559.263トン、面積94.6ha昨年よりも更に厳しいトン数及び面積の換算となっております。配分に係る案件につきましては北竜町農業再生協議会を3月4日に書面会議にて開催を予定しており、こちらの承認に基づき、JAより各営農組合長を通じて皆様に提示・調整をさせて頂くこととなっております。次にひまわりバンク育成基金であります。10年間の担い手に係る資金の増資として令和元年から3年までの3年間増資を頂きました。ご協力に感謝申し上げます。先の営農組合長会議でもこれから就農される方の報告についてお願いをしたところですが、本年奨励金の対象となられる方は現在3名いらっしゃいます。申請時に地域の営農組合長、農業委員の推薦状が必要となりますので、ご協力をお願い致します。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>

議 長

日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。

【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について

議案第5号と6号で[REDACTED]に議事参与の制限がかかります。

それではこれより、報告2件、議案3件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第4号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について、説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。

報告第4号 農業者年金（旧制度・老齢年金）裁定請求の進達について

平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により読み替えられて、なおその効力を有する者とされた旧法施行規則第26条の規定に基づき、別紙の者に係わる旧老齢者年金裁定請求書を進達したので報告する。

令和4年2月24日提出

6ページをご覧下さい。

老齢年金番号 76

氏 名 [REDACTED]

生年月日 昭和32年2月3日

進達日 令和4年2月9日

年金加入期間 平成元年11月1日～平成14年1月1日

満65歳到達による裁定請求です。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

日程第7 報告第5号 農地法第3条第1項の規定による相続の届出について説明願います。

事務局長

7ページをお開き下さい。

報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について

農地法第3条の3第1項の規定による相続により権利を取得した旨の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和4年2月24日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 4-2 相続

権利取得者

権利移譲者 父親の [REDACTED] が令和2年3月15日に亡くなられ相続をしました。

土地の所在は板谷69番地2外1筆です。

畑が2筆で 合計面積 1,054㎡です。

土地は資料1ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

次に、日程第8 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について、[REDACTED]に議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。では説明願います。

事務局長

9ページをお開き下さい。

議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

農地法第18条第6項の規定により、合意解約のあった、別紙の件について議決を求める。

令和4年2月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-2 合意解約

貸主

借主

契約の内容は使用貸借です。

土地の所在は三谷33番地2 畑が1筆で

合計面積が 528㎡です。

資料2ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

次のページをご覧ください。

番号 4-3 合意解約

貸主

借主

契約の内容は貸貸借です。

土地の所在は三谷91番地2 畑が1筆で

合計面積が 1,092㎡です。

資料3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約
について承認されました。

の議事参与の制限を解きます。

次に、日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定
による農用地利用集積計画の決定について、説明願います。

事務局長

12ページをご覧ください。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和4年2月24日提出

次のページをご覧ください。

番号 4-贈-2

所有権の移転を受ける者

所有権の移転する者

所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

所有権の移転内容は、贈与です。

移転時期は、令和4年2月24日です。

土地の所在は、板谷82番地16です。

田が1筆で面積は355㎡です。

資料の4ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。

番号4-贈-2承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-贈-2について承認されました。

次に番号4-贈-3について[]に議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。では説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください

番号 4-贈-3

所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、贈与です。
移転時期は、令和4年2月24日です。
土地の所在は、三谷91番地2です。
田が1筆で面積は1,092㎡です。
資料の3ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-贈-3承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-贈-3について、承認されました。
[REDACTED]の議事参与の制限を解きます。
次に番号4-売-6について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-売-6
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年2月24日です。
対価の支払期限は、令和4年4月13日です。
売買価格は、35,177,000円です。
土地の所在は、板谷60番地3外14筆、田が15筆で
面積は128,053㎡となっております。
資料の5ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-6承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

番号4-売-6について、承認されました。
次に番号4-売-7について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-売-7
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年2月24日です。
対価の支払期限は、令和4年4月13日です。
売買価格は、5,594,000円です。
土地の所在は、板谷79番地3外2筆、田が3筆で
面積は21,669㎡となっております。
資料の6ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

採決いたします。
番号4-売-7承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議 長

番号4-売-7について、承認されました。
次に番号4-売-8について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください
番号 4-売-8
所有権の移転を受ける者 [REDACTED]
所有権の移転する者 [REDACTED]
所有権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
所有権の移転内容は、売買です。
移転時期は、令和4年2月24日です。
対価の支払期限は、令和4年3月31日です。
売買価格は、1,219,000円です。
土地の所在は、岩村61番地2外で、田1筆、
面積は5,845㎡となっております。
資料の7ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

採決いたします。
番号4-売-8承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号4-売-8について、承認されました。
次に番号4-賃-9についてですが、[REDACTED]に議事参与の制限がかかりますので宜しくお願いします。それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。
番号 4-賃-9
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]

利用権の設定する者 [REDACTED]
利用権の設定を受ける者の経営状況は、記載の通りです。
利用権の種類は、賃貸借です。
賃貸期間は、令和4年2月24日から令和13年12月31日です。
賃貸料は、1,000円です。
5a 反当2,000円です。
支払方法は、毎年11月30日までに指定口座に振り込み。
土地の所在は、三谷33番地2
畑が1筆で、面積 528㎡です。
資料の2ページに航空写真を添付してありますのでご参照下さい。
以上で説明を終わります。

議長

ご質問等ありますか。

委員

【質疑無し】

議長

質疑等がありませんので採決します。
番号 4-賃-9について承認される方は、挙手願います。

委員

【全員挙手】

議長

番号 4-賃-9について承認いたします。
[REDACTED]の議事参与の制限を解きます。

日程第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については全て承認いたします。

日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて説明願います。

事務局長

19ページをお開き下さい。
議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについて

令和4年2月18日付け北産農担号をもって北竜町長より照会のあった北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の一部見直しについて、農業経営

基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、農業委員会の意見を求められたので審議する。

令和4年2月24日提出

内容につきましては手嶋主事より説明致します。

手嶋主事

本構想の見直しについて説明致します。基本構想は基盤強化促進法に基づき、町がどのような指針をもって法律に基づき事業を行っていくか、この基本構想によって行われています。前回は28年に見直しを行っており、今回は道の基本方針が改正されたことにより、町の基本構想の見直しが必要となっております。(基本構想案及び新旧対照表により、改正点の説明) 大きな改正点は以上となり、そのほかに文言の修正等も合わせて行っております。

以上で説明を終わります。

議 長

まずは内容の確認をお願いします。
これは4月1日からすぐなのか。

手嶋主事

3月に道に提出、知事の許可を得て出来れば3月に公告したいと考えています。知事の許可次第で4月にずれ込む場合もあります。
内容は北海道から提示された具体例に沿って改正を行っています。

議 長

個別経営体の例が多いのでは。

手嶋主事

町内で考えられる事例を全て載せてあります。これに基づき目安を作ることとなります。

議 長

内容が多いですが、現段階で質疑等ございますか。

委 員

【質疑等なし】

議 長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委 員

【全員挙手】

議 長

日程第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく北竜町農業経営基盤強化促進基本構想の見直しについては承認と致します。

以上で第2回農業委員会総会終了致します。